

ロシア革命直後の食糧政策：商品交換制を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000146

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ロシア革命直後の食糧政策

——商品交換制を中心にして——

梶川伸一

はじめに

筆者は以前に、一九二一年春の割当徵發から現物税への交替は、商品交換制の組織化と一体となつたものであることを指摘した。^①更に言えば現物税、商品交換、消費協同組合の三位一体的体制を確立することが二一年春に採られた新政策の基礎であつた。

商品交換とは「商品生産は廢止され、これに伴ない通貨もなくなる」生産物交換への過渡的措置であり、この間の状況を後にレーニンは「商品交換は、……商業なしの或る直接的移行を、社会主義的生産物交換への一步を想定していた」と説明した。

現物税こそが正しい商品交換制の確立に至るまでの暫定的措置と見做されていた。三月一〇日の全ロシア中央執行委員会「以下

委と略記、その他の委員会の表記も同じ)で採択された「ロシア共和国農民へ」の訴えの中では以下のように表現されている。

……農民はこの措置「現物税の実施」が一時的なものであることを理解せねばならない。猛烈な困窮と外国貿易の未組織のため、ソヴェト権力は税として、即ち反対給付 *возмещение* なしで農民經營の生産物の一部を奪うことを余儀なくされている。……わが工業が建設されるに応じて、わが原料と交換に外国商品の輸入が拡大されるに応じて、農民に課す現物税の割当では減少するであろう。将来、社会主义経済の建設において農民の穀物一ブードに対し、ソヴェト国家が農民が必要とする等価の生産物を提供するようになるであろう。^④

過渡期の経済政策としてこのような商品交換制の確立が目指さ

れていたのであり、この方針は地方活動家にも浸透していた。例え八月第四回スマレンスク県食糧會議で県コミサールは「……工業の發展に応じて、従つて農業の向上に応じて食糧税はそれに比例して縮少し、最後には社会主義の原則で打建てられる商品交換にその地位を譲るであろう……」と報告している。⁽⁵⁾

繰り返せば、六月の第三回全ロシア食糧會議で食糧人民委員官・П・ブリュハーノフがより明確に報告したように、税でなく商品交換こそが過渡期の、即ち社会主義への移行段階での經濟政策の基礎となるべきであった。

税政策は社会主義へ、社会主義的生産物交換へ向かう道でない

以上、商品交換政策こそが社会主義的生産物交換への移行といふ方向で基礎付けられねばならない。資本主義から社会主義への移行ははじめ予想していたより遙かに複雑で長期的なものであることが分った。ようやく現在都市と農村との正しい相互關係を確立する可能性が生まれた。都市と農村の正しい商品交換の確立によって、ソヴェト権力は労働者と農民との經濟的基盤を確立し、強化するであろうと考えている。⁽⁶⁾

では何故か最も重要な商品交換が当時の出版物で現物税ほどには論じられなかつたのであるうか。その理由の第一は、農民に不利に設定された商品交換制で充分な農産物調達は不可能であり、

税による調達が当面は主力と見做されていたことにある。⁽⁷⁾だがそれだけではない。それ以前に構想はされたが実現されなかつた新しい試みとしての現物税に対し、商品交換制は以前に法制化され実施されていたことが大きい関係があつたと考えられる。即ち一七年の十月革命直後から商品交換制に拠る（性格と役割を変えながらも、制度としては）農產物調達が試みられたのであつた。

このような意味で「國家は實質的に現物税布告の發布よりもずっと以前に商品交換業務を想定していた」とか「現物税よりも以前に商品交換制は構想されていた」とかの文脈が理解されるべきであろう。

本稿では一八年夏頃までのソヴェト食糧政策が主に扱われる。何故ならばこの時期は、レーニンの規定に従えばブルジョア社会から社会主義への過渡期であり、この長い「産みの苦しみ」の中で採られた食糧政策が社会主義へ至るまでの過渡的なものと見做しうるからである。即ち旧社会の母斑を受けたプロレタリア国家が、旧体制の食糧政策を受継ぎながら食糧独裁の中央集権体制を確立する過程が考察の対象となる。また、石井規衛氏がこの時期の辺境地での穀物調達の重要性について鋭い指摘をされているにも拘らず、地域的にはロシア共和国に限定される。

付記　一八年二月一四日までは露脣で表記し、引用については

断わりなしに正字法に改めである。

- ① 「穀物税について」(『ヰル』第六)卷第四号、一九七九)
- ② R・ベーロ著永井・村山訳『社会主义の新たな展望』一、岩波現代選書、一九八〇、一四六一～四七頁。
- ③ レニンスキイ сборник、T. XXIII、стр. 267.
- ④ I-VI сессия ВЦИК VIII созыва; стеноографический отчет, M., 1922, стр. 97.
- ⑤ 『トロゴー-プロミナレンナガゼタ』、16 августа 1921.
- ⑥ 『Экономическая жизнь』、19 июня 1921.
- ⑦ 例やな第1〇回特選議論のア・ベラ・ブルベキーの総説(Проколы десятой всесоюзной конференции РКП(б), M., 1933, стр. 48.)。
- ⑧ Я. Бранденбургский. 『Экономическая жизнь』、13 мая 1921.
- ⑨ А. Гелли. 『Совет поглавителей』、1921, №. 7, стр. 11.
- ⑩ В. И. Ленин. Полное собрание сочинений, T. 35, стр. 192. [ЛН-ПСС]
- ⑪ 石井規衛「國家と農民」(『土地制度史学』第九〇号、一九八一)。また畠春樹「ロシア革命における農民革命」(畠田・畠田好編『近代革命の研究』下巻、東大出版会、一九七三)からも示唆を得ている。

第一次大戦の勃発はロシア全土に一層の商品不足をもたらし、それは著しい物価騰貴を導いた。早々も内相H・A・マクラフは県知事に「必需品価格を規制する強制命令を……発し、投機と

一 大戦時の食糧政策

の闘争のため彼に属する全権を行使せよ」との命令を出し、一五年はじめで四五県に地方公定価格が実施された。だが公定価格商品の商業の縮少や停止、また商品が公定価格の施行されていない地方へ流れたりして、この命令は大きな成果を挙げなかつた。⁽¹⁾一方、大戦は経済的危機に陥したロシア帝国に対し国家総動員体制下で経済の国家統制を行なう機会を与えた。

食糧問題に関して一五年八月に食糧特別会議「Особое совещание по продовольствию」が設置され、その議長=農相に広汎な全権が付与された。彼は作戦区域を除く全国の全食糧業務を指導

し、その全権委員=県知事と地方組織を通して全食糧生産物の買付と徵發を行ない、それらを分配し公定価格を指定する権限を得た。更に一六年一〇月の法令で、軍と全国の全食糧調達が食糧特別会議に課せられ、同時に同会議は再編強化された。一〇月以後全帝国に主要穀物と麦粉の調達公定価格が導入され、これら価格は食糧特別会議により市場価格に準じて定められた。⁽²⁾穀物調達には農業省の特別組織=「穀物軍Хлебармия」も参加した。一六年秋には消費地区にも調達公定価格の五パーセントと輸送費を上乗せした公定価格が実施された。⁽³⁾しかし銀行が穀物の投機的買付に積極的に介入したため国家調達は進歩しなかつた。一月の法令で農相リチフは穀物・銅料の強制「强制 раскладка」、即ち県、

郡、村落毎の政府命令に拠る割当徵發の実施を決定した。割当徵發は二県で実施されたが、予定の五億ブードに対し實際には約一・七億ブードが徵收されただけであった。⁽⁷⁾ この間の穀物調達を経済史家リヤーシチエンコは「調達は公定価格制に基づいてはいたが、貨幣減価と工業価格との乖離「農産物公定価格との」の下では決して生産者を満足させなかつた」と評しているが、これはソヴェト政府下の穀物調達についても妥当する評価である。

臨時政府の下で食糧危機は更に昂進した。初代農相シンガリヨーフの言葉に拠れば、一七年三月はじめ国家管轄下に穀物は皆無で、ペトログラードとモスクワに数日分の穀物が残されて、いだけで「飢餓の亡靈が広大なロシア帝国領内を飛びかっていた。」こうした状況に対し臨時政府は食糧業務の中央集権体制を敷いた。

まず三月九日、帝政期の食糧特別会議に替わり、農業省下に全國食糧委員会 *Общегосударственный продовольственный комитет* が設置され、三月二十五日に同委員会の作成した「國家管轄下への穀物移管と地方食糧組織について」の法令が出された。本法令に拠り穀物専売制が導入され、穀物・飼料の農民の消費と經營上の必要量を超えた全余剰は公定価格で國家食糧組織へ強制的に引渡されることになった。同時に地方食糧組織が整備され、

県、郡、市、郷に食糧委が設置され、これまで行政上分割されていた調達と分配が單一の地方食糧委に集中された。⁽⁸⁾ ここにソヴェト政権下での食糧独裁の原形を見ることができる。

五月五日に食糧省が設置され、同省が農業省に替わり食糧生産物と最必需品の調達と分配、それらの価格規制の実行機關となり、全国食糧委は食糧大臣の管轄下に置かれた。⁽⁹⁾ 九月九日の指令で、前線の需要を充たした後に残る工場織維の六〇ペーセントが食糧省により分配されることが定められた。⁽¹⁰⁾

こうして臨時政府下で設置された食糧省は消費財の分配機能をも併有することになった。調達のみならず、分配にも國家統制が導入されたのである。

更に一六年までに既にいくつかの地方で、通常は砂糖、小麦粉、挽割りに対して実施されていた配給券制度 *карточная система* が、四月二十九日付の農相の指令に拠り、ザカフカージュとトルクスタンを除く全国の都市に導入され、月間麦粉三〇、挽割り三フントの最大穀物保証基準が定められた。⁽¹¹⁾

だが法的に制度化されることと、それが十全に機能することとは別物である。

臨時政府下で確立された穀物割当徵發も穀物専売制も實際には充分に機能するまでに至らなかつた。臨時政府の行政能力は極め

て低か¹⁴た。七月八日付の『商工業新聞』は、穀物専売制を実施するための機関がまだ創られていないので實際にそれはまだ存在していなか¹⁵と報じた。だが臨時政府の食糧政策を妨げた別の要因として地方ソヴェト機関の自立的活動があ¹⁶た。チャリテ¹⁷、ウラジミル、モスクワ、ペテログラードその他各地のソヴェト機関は独自に公定価格を定め、商品を没収し、配給券制を実施した¹⁸。

食糧政策における「二重権力」下で食糧危機は更に尖鋭化¹⁹し、ペトログラードとモスクワの穀物配給は一寸半トノムほども満たず²⁰、革命前夜にはペトログラードには七日分の穀物しか確保されなか²¹った。

ソビエト²²た國家総動員体制下での食糧独裁に加えて過渡期の交換形態=商品交換制(後者のみがソヴェト政権のオリジナル²³)の枠組の中でもソヴェト食糧政策が確立されるのを以てじ既知らぬべ²⁴。

- ① В. М. Устинов. Эволюция внутренней торговли С. С. С. Р. с 1913 -1924г. М., 1925, стр. 13, 15. Г. Л. Рубинштейн. Развитие внутренней торговли в СССР, ІІ., 1954, стр. 54.
- ② 買せねば十月革命農業經營監督委員会地方全權委員会にて(Г. Л. Рубинштейн, Указ. соч., стр. 60). 分離は県・市食糧特別全權委員会(現在は県知事と特別市長)による行なわれた(Г. Федоров. «Известия
- народного комиссариата по продовольствию», 1918, №. 4-5, стр. 2. [25]. «Известия НКПС»).
- ③ П. И. Ляшенко. История народного хозяйства СССР, Т. 2, изд. З-б.е. М., 1952, стр. 599-600, 640. Г. Л. Рубинштейн. Указ. соч., стр. 59.
- ④ Г. Л. Федоров. Указ. статья.
- ⑤ В. М. Устинов. Указ. соч., стр. 20-24. Г. Л. Рубинштейн. Указ. соч., стр. 56-62.
- ⑥ П. И. Ляшенко. Указ. соч., стр. 600.
- ⑦ А. Б. «Известия НКПС», 1918, №. 4-5, стр. 23.
- ⑧ П. И. Ляшенко. Указ. соч., стр. 641.
- ⑨ Там же, стр. 641. 668.
- ⑩ The Russian Provisional Government 1917, vol. 2, Stanford Univ. Press, 1961, pp. 618-621.
- ⑪ Ibid., p. 629.
- ⑫ П. И. Ляшенко. Указ. соч., стр. 670.
- ⑬ И. И. Миниц. История Большого Октября, Т. 2, М., 1928, стр. 159. Ч. К. С. «Городской бюджет и кредит в 1917-1918 гг.» (П. И. Ляшенко. Указ. соч., стр. 671.)
- ⑭ «Городово-промышленная газета», 8 июля 1917г. цит по И. И. Миниц. Указ. соч., стр. 161.
- ⑮ Там же, стр. 231-235. П. И. Ляшенко. Указ. соч., стр. 670-671.
- ⑯ Г. Л. Рубинштейн. Указ. соч., стр. 75.

まずそのはじめは「穀物は穀物専売法の廃止を待ち望んでいた地主とクラークの納屋で腐っている。何百万ブードの穀物が集荷所で腐っている」ことを前提とした食糧部隊による食糧探索であった。例えばペトログラートではクロンシユタット水兵と労働者から成る部隊が編成され、一月までに水兵たちは市全域で食糧探索を行ない、既に八万ブードの麦粉、五万ブードの砂糖、三万ブードのキャベツを摘発したと報告された。

食糧部隊による食糧の摘発は都市から地方・穀物県へと拡大した。

一七年一二月一二日軍事革命委員会はペトログラートと前線の食糧確保のため、水兵、兵士、労働者の特別編成部隊を穀物県へ派遣すると宣言し、部隊は農民への説得で穀物を受取ることができない所では穀物は没収されねばならない、と指示した。⁽²⁾

十月革命から一八年春までの穀物調達は以下で特徴付けられる。

第一に、この時期の調達は一〇月二七日に組織された食糧人民委員部〔以下H.K.P〕により統轄されたものでなく、地方権力の独断的專行であった。ロストフ・ナ・ドヌでは旧軍事コミサールが駅に滞留している穀物を没収していた。ウファ県では独自に武装隊が穀物を徵収していた⁽³⁾。だがこうした地方権力の徵収が中央消費県への穀物を保証するものではない。ソヴェト政府の食糧政策

策とは中央の都市労働者への食糧確保に外ならず、そのためには強力な中央調達機関が必要であったが、H.K.Pは旧官吏の抵抗がありその任務を充分に果たすことができなかつた。従つていくつかの特別な組織を設置せねばならなかつた。

一七年一二月二二日全ロシア中央執行委は、单一の國家食糧組織の創設のためペトログラートに全ロシア食糧委員会 Всероссийский продовольственный комитет を設置し、同委員会は

全ソヴェトに直ちにソヴェト下に食糧委員会を設置する旨の指令を出すよう訴えた。⁽⁴⁾ 一八年一月三一日には革命的非常手段の行使をも含めた全権が付与された食糧非常委員会 Чрезвычайная комиссия по продовольствию が食糧業務を整備するために設置された。

一八年春までにいくつかの地方ではソヴェト下に食糧委が設置された。ペトログラート県では食糧分配の中央組織として県ソヴェト執行委の下に県食糧委が置かれ、郡、市、郷ソヴェト執行委下に当該の食糧委が設置され、食糧部隊の指導はソヴェトに委ねられた。⁽⁵⁾

第二の特徴は、原則として商品交換による穀物調達が実施されていたことである。

レーニンは早くも一七年一月四日の全ロシア中央執行委で

「製造工業生産物と穀物との交換、生産の厳格な統制と記帳、そこに社会主義の端緒がある」と商品交換の必要性に言及し、一八年一月にはより明確に「プロレタリア独裁に基づく……ロシアの再編は小農民の農村消費組合と都市との現物生産物交換の下で経済的に充分可能である……」と指摘していた。⁽⁸⁾

この方針に沿って一七年一二月までに食糧との交換のため三三二万ルーブリの商品が農村住民に発送された。その後も商品発送は増え続け、一八年三月には総額八〇三二万ルーブリに達した商品は穀物生産県、モスクワ州、消費県に分けて発送され、一人当たりの商品の割当^(ラスマースト)は生産県で一・四一ルーブリ、消費県で〇・三ルーブリと定められた。⁽⁹⁾

一八年三月になり全国的規模での商品交換の制度化への動きが見られる。三月七日の『プラヴァダ』論文で、一定単位（例えば郷）

が地方的食糧生産物と交換で織物を受取り（例えば穀物五ブードに対し一アルシン）、そして各員に均等に配分する、といった形態での商品交換制の構想が公けにされた。⁽¹⁰⁾

三月二十五日の人民委員会議で穀物供給に関する報告を食糧人民委員ツユルーペが行ない、以下の理由で商品交換の組織化を必要と見た。織物その他の必需品を受取っていない農民は貨幣の購買力に幻滅し、穀物を保持する方を選んで販売するのを止めていた、

従って農民必需品の農村への供給のみが「隠匿穀物を白日の下に晒すであろう。その他のあらゆる方策は姑息なものである。……要するに、国家的規模で商品交換を組織することが必要である」と。即ち隠匿穀物を汲出す手段として商品交換制が想定されたのである。この報告を受け同日の人民委員会議は商品交換のため一億六二〇〇万ルーブリをHKPに割当ることを決定した。⁽¹¹⁾翌二月二日付で公示された。織維、履物、塩等の一連の農民必需品が食糧との交換財に指定され、これら商品のHKPと最高国民経済会議に承認された計画に準じた必要量がHKPの管轄下に入ることになった。商品交換の実施は地方食糧組織と全権委員に課せられるとの一般方針が定められ、交換手続は指令で定められることがとされた。⁽¹²⁾

同布告を受け四月一日付でHKPの生産物交換管理局（議長O・Ю・ショミット）は「商品交換に関する指令」を出した。ここには二年の商品交換制とは全く異なる規定があった。それは交換財を「村全体、大村、郷、協同組合のみが穀物と交換で受取ることができ、個々の經營と農民との穀物の交換は行なわない」という集団的商品交換制であった。⁽¹³⁾交換手続は以下に定められた。

団体 обществоは交換に提供できる、[強調引用者] 穀物量を

郡または県食糧委に通告し、県食糧委と穀物引渡時に交換に必要とする商品の取決めを行なう。県食糧委は団体からの穀物受取量と次の直通貨物便からの団体の商品受取権を明記した受領書を交付する。商品交換の際は食糧コミサールが引渡された穀物価値の四分の一の商品を与え、残りは現金決済か次の貨物便での商品受領書が交付された（ここでは自発性に基づく交換が規定されていることに注意）。

更に県ソヴェト食糧部と食糧委宛のH.K.11指令が出され、商品は工場出荷価格に一定の手数料を加え県食糧組織に送付すること、次いで郡食糧組織、郷と地区の団体に配分されること、逆に納付された穀物は国家フォンドとなり住民数に比例して消費県で配分することが定められた。⁽¹⁵⁾

以上の全国的商品交換制が先の三月七日の《プラヴァ》論文を基調にして確立された。

モスクワ食糧委、北部州食糧委、県・市食糧委、シベリア地方 краевой ソヴェトがこの時期に商品交換機関として機能した。⁽¹⁶⁾

こうして一八年春にはいくつかの地方で商品交換が組織された。三月一六日から四月末までに生産物交換管理局ペトログラード支部は刈取機三千丁以上をはじめ各種の農具をロシアの各都市に発送した。スタヴロボリ県では多くの駅で商品交換で穀物が引渡さ

れていた。アストラハンでも魚と工業製品との商品交換が日々強化されていると伝えられた。⁽¹⁷⁾

以上の商品交換の原則は食糧部隊にも適用された。例えば四月にモスクワ県食糧大会で採択された微発部隊に関する決議は以下のように述べている。「微発部隊は決して武力による穀物徴収をその第一の任務としてはならない。逆に情宣、説得、商品交換を〔第一の任務とすべきである〕。それ故……部隊への商品の速やかな貸付と商品交換実施のため、県食糧部に近い将来工場と企業からの商品の受取りに向けてあらゆる措置を探るよう委ねる」と。⁽¹⁸⁾

だが革命後も食糧危機は昂進し続けた。一七年一月三日付で一人当りの食糧配給基準が一日穀物半フント、一ヶ月挽割り一フント、砂糖二フント、油と茶各四分の一フント、肉一フントと定められたが、この基準さえも遵守されず、一八年一月一八日に改めて穀物配給を一日半フントに引上げる指令が出された。⁽¹⁹⁾

一八年三月の穀物積荷は計画の二二二パーセントが遂行されただけで、四月になると食糧事情は破滅的なものとなつた。ペトログラードでは四月二九日以後穀物配給は一日八分の一フントにまで縮少された。ヤロスラヴリでは一人当り穀物配給が一月の八・五フントから四月には六・五フントにまで低下した。農村は更に劣悪であった。北部には一ヶ月半フントの穀物配給の郡さえあった。⁽²⁰⁾

穀物不足のため農民の主食は比較的豊富な馬鈴薯になつた。ヤロスラヴリ県では馬鈴薯は充分だつたが、ヤロスラヴリだけでなく隣接諸県（コストロマ、ノヴゴロドその他）の大きな需要のため価格は高騰し、馬鈴薯は市場から全く消えてしまつた。コストロマ県のある村では全住民の主食たる馬鈴薯さえ住民の四分の一は春までに消耗してしまつた。

時には食糧不満は住民の騒擾を招いた。

ニジェゴロトでは五月二〇日穀物配給の縮少に不満を持つ群衆は市ソヴェト参事会に押しかけ、興奮した群衆が食糧コミサールを殺害し、軍隊が召集された。二三日シムピリスクでは市場で穀物が没収されたのに抗し、群衆は食糧委全権を殺害した。バブルフスク、ルイビンスク、ペトログラードでも同様な騒擾が深刻なものとなつていて、四月にノヴゴロド市でこのため戒厳令が布かれた。

アは餓死する運命」にあつたが、ドイツ反革命勢力の侵攻で三二バーセントの余剰を持つ北カフカース、ステップ、西シベリアからの穀物搬入が杜絶する恐れが生じた。^⑪こうした食糧危機の深化は国内の反革命運動の起爆剤になるかも知れない。

内務人民委員部に入った情報に拠れば、反革命家たちは飢餓を反ソ宣传に利用し、度々それが成功を納めていた。ヤロスラヴリ県ダニロフ郡では反革命による煽動があつた。^⑫五月一九日クルスク県クリヤーイ・ポーレでドイツ軍に煽動された農民が暴動を起こした。^⑬二九日には「反革命的陰謀の摘発のため……人民の食糧難を利用しようとする反革命家の勝手儘な情宣活動のため」モスクワに戒厳令が布かれた。^⑭正に食糧問題は革命の存亡を賭けた政治危機として現出した。

この危機的状況に対処する有効な政策は、当時のH.K.Uの指導者が指摘しているように、「旧『穀物軍』と食糧省の積極的成果を受継ぐことであり、それは食糧の中央集権化と全調達の国家権力への厳格な従属化であった。^⑮

この方針に基づくレーニンの食糧独裁布告草案は五月八日の人民委員会議に提出、九日の審議でモスクワ州食糧コミサールA・M・ルイコフの棄権のみで基本的に採択され、同日の中執行委員会で読上げられた。^⑯これに呼応するかのように同じ頃ペトログラードで読上げられた。

ト食糧大会は、食糧業務で地方組織が無条件に従属すべき唯一の中央権力の設置を決議した^⑨。それに対し五月一〇日北部州食糧参考会 Продовольственная управа^⑩ 議長 В・Г・グローマンを中心部州食糧参考会・モスクワ食糧委合同会議が開かれ、「穀物を受取る大衆的方法として穀物の武力的徵収を当てにするのは実りがなく、調達の経済的方法を麻痺させる」とし、商品交換、最必需品価格の固定化等を求めた決議を採択した。更にルイ・ハ・グローマンらの署名を付けてこの決議を人民委員会議に送付した^⑪。直ちに『アラヴァ』は、「食糧独裁が事態の改善に役立たない」と声明している中央執行委の「反対派」の代表たちは食糧業務を挫折させようと/or>「サボタージュ」の政治的煽動者である^⑫との激しい非難で応じた。

五月一三日の中執行委で所謂食糧独裁令が採択された。本布告は播種と一定基準の個人消費を超える量を穀物余剰と規定^⑬、全余剰の申告を義務付けた。更に隠匿余剰の摘発の際「穀物は無償で没収され、公定価格で算定された申告漏れの余剰は……隠匿余剰の通告者に半分、残り半分は村団に支払われる」と通告を奨励すると共に、НКПを唯一の命令機関として、「余剰穀物没収拒否の場合は武力の行使」をも含む全権をНКПに付与した。本布告の条文では申告した余剰の引渡しに関する具体的な規定はないが

前文で「畑への播種と新収穫までの家庭の食糧に必要な量を超えて保有者に一アードの穀物も残してはならない」と明記されている以上、全余剰の無条件の供出義務を課したものである。そして本布告の理念は全労働=無産農民への穀物余剰保有者=クラークとの農村内階級闘争の呼びかけであった。НКП機關誌が正しくも指摘したように、この食糧独裁令は四月二一日付商品交換布告で規定された農民との「取決め」を禁じ、自發的取引「добровольная сделка」を奪つたものであり、自發性に基づく商品交換の原則を著しく変質させたのである^⑯。

^⑨ «Рабочий и солдат», 27 октября 1917г. цит по Ю. К. Стрижков. Продовольственные отряды в годы гражданской войны и иностранной интервенции, М., 1973, стр. 34.

^⑩ Там же, стр. 36, 37-38.

^⑪ «Известия НКП», 1918, №. 1, стр. 23-24.

^⑫ Декреты советской власти, Т. 1, стр. 282-284. [Документы ДСВ]

^⑬ Там же, стр. 459-460.

^⑭ «Известия НКП», 1918, №. 4-5, стр. 22.

^⑮ В. И. Ленин. ПСС, Т. 35, стр. 61.

^⑯ Там же, стр. 250.

^⑰ «Известия ВЦИК», 24 мая 1918г.

^⑱ «Правда», 7 марта 1918г. 黒幕などだがНКП代表の執筆と想像される。

^⑲ «Известия НКП», 1918, №. 1, стр. 9-10.

^⑳ ДСВ, Т. 2, стр. 22. やまと交換に一億1000万アードの穀物調

- (3) *«Известия ВЦИК»*, 23 апреля 1918г.

(4) *«Известия ВЦИК»*, 2 апреля 1918г.

(5) ハウスと權力は「の」のハ「團体」 = 共同体を媒介とし農民を「一体化」
し掌握したのである。111年の現物税実施で「勤労小作」組織
階級が形成されるに伴つた。

(6) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 1, стр. 12-13

(7) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 4-5, стр. 37.

(8) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 2-3, стр. 26. №. 4-5, стр. 38.

(9) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 4-5, стр. 22.

(10) *«Известия ВЦИК»*, 4 ноября 1917г.

(11) ДСВ, Т. 1, стр. 245.

(12) Авг. Б. *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 8, стр. 9.

(13) *«Правда»*, 30 апреля 1918г.

(14) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 2-3, стр. 6.

(15) *«Известия ВЦИК»*, 10 мая 1918г.

(16) 本邦ノ農業者ノ農人恒連ノハニシテニテニムカニ、ノ〇ス一トニ
ト販賣せられた *«Известия ВЦИК»*, 15 мая 1918г.)。

(17) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 2-3, стр. 6-7.

(18) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 4-5, стр. 45.

(19) *«Известия НКПТ»*, 1918, №. 1, стр. 23.

(20) В. И. Ленин ПСС, Т. 50, стр. 70-71, прим. стр. 424.

(21) *«Известия ВЦИК»*, 10 мая 1918г.

(22) 余所謂の穀物は穀類植物 = 種類植物の総称 (*«Народное хозяйство»*, 1918, №. 3, стр. 32-37)。この把へへての異な穀物がある。即ち
レーニンский сборник, Т. XVII, стр. 83-84. Протоколы заседаний
ВЦИК 4-го созыва; статистический отчет, М., 1920, стр. 242-243.

三 強制的調達への移行

論付けられ、この穀物調達手段のみが革命後新しいものとして導入されたのであった。だが理論的のみならず現実的にも商品交換制を当時の状況は要請していた。何故なら減価する貨幣で農民は穀物を引渡すとしないが、農民必需品との交換では「喜んで自分の穀物を引渡すであろう」ことが期待されたからである。^① この期待が実現されるためには充分な商品量の供給と等価交換という条件の下でのみ可能であり、そのような条件でのみ都市と農村との適正な相互関係が確立されるはずであった。だが二年と同様に一八年の制度も農民に不利に設定されていた。即ち、第一に法的には公定価格（市場価格より著しく低い）で引渡された穀物価値の四分の一の商品が交換されただけである。^② 残りは減価する貨幣で支払われた。一方交換財には公定価格が導入されておらず、ここでも農民は益々不利な立場に置かれ、自分が胡麻化されないと感じていた。^③ 更に商品は穀物引渡しの際に受取るのではなく、この時は商品の受領証書が交付されるだけであった。従って農民は決して自発的に穀物を引渡すとせず頑強に抵抗した。例えばトゥーラ県では農民はクラークと貧農と一体となって小銃、機関銃、大砲で武装し「驚くべき抵抗」を見せた。^④

こうした商品交換制の失敗の第二の理由は商品不足である。戦争と革命はロシアの工業を解体させた。一八年前半の工業生産高

は一三年の年間生産の二一・四ペーセントを達成しただけであつた。^⑤ 特にトルケスタンの棉花生産の凋落は交換財として重要な織維工業に大きな打撃を与えた。更に一七年六月に織維の国家買付機関として設置された織維ツェントロ Центроткань は織維版売量の一〇ペーセントを規制していただけで、НКПは必要な交換財を買付けることができなかつた。こうして確保された乏しい交換財は私の商業機関の助けを借りて現地へ輸送されたが、度々県食糧委は交換財を都市住民に分配し、農村住民には何も残されなかつた。^⑥ タムボフ県では四一五月は商品交換が組織されず、中央から送付された織物が徒らに穀物倉庫に眠つたままであつた。^⑦ カザン県食糧部は総て現金で織物を売買していた。^⑧

だが商品交換制を挫折させたのは、制度的不備、商品不足、地方の未組織性といった「上から」の要因に留まらない。農民は自らのやり方でこの制度を掘り崩したのであつた。その一つがかつぎ屋の跋扈である。四月二日布告は「バラバラの сепаратный」、個人的、自然発生的商品交換の穀物調達に及ぼす悪影響を排除し、国家への穀物の流れを強化するであろうと想定されていた。そのため個人的商品交換、即ち集団 коллекция (村団) の個々の成員への商品の交付は決して認められず、その場合商品は没収されると、特に集団的交換制が強調されていた。^⑨ だが依然かつぎ屋は

猖獗を極めていた。ツユルーパはクルスク県には二万、タムボフ県には五万人のかつぎ屋があり、彼らの出現と共に運輸活動が侵犯され、公定価格が著しく引上げられ、現地の食糧活動が停止したと報告した。⁽¹³⁾ そのクルスク県からは、かつぎ屋が留めようもなく調達地方に赴き、公定価格の原則が犯され、武力でも抑圧できず(14) 食糧機關は充分な調達活動ができなかつたと伝えられた。ボルタヴァではかつぎ屋の群が増大し、日々穀物が高価格で投機されていました。そして農民はかつぎ屋との闘争は不可能だと感じおり、彼らと共に鳴らしていた。⁽¹⁵⁾

こうして自発性に基づく商品交換制は失敗した。ツユルーパは第五回ソヴェト大会で以下のように総括した。

決して穀物を引渡したくないという住民の頑強な抵抗に遇つた。われわれに届いた多くの事実から、多くの期待をかけた措置、正に商品交換が殊更立ちえなかつたと確信した。……國家専売の実現のために断固たる措置に取りかかり、強制で ^{в порядке} доктрины ^{その「穀物余剰」貯蔵を引渡すことを全員に義務付けねばならない。……力づくで穀物を取上げねばならない。}

全余剰汲出し手段として自発性の原則が後退し、強制の原理が導入された。そのためにはまず食糧機關の強力な中央集権体制が

確立されねばならぬ。

当時地方には「分離主義 *сепаратизм*」が蔓延し、多くの地方で「総ての権力をソヴェト〔複数〕へ」のスローガンが、全権力は地方ソヴェトに属すべきであると理解されていた。各ソヴェトは中央の指令に係わりなく独自の政策を遂行し、地方での穀物滞貨のような状況を現出させ中央の食糧政策を損なつていた。鉄道網の寸断に加え、穀物貨物が全線で微発を蒙り、調達計画を大幅に狂わせていた。⁽¹⁶⁾ 「微発の名で周知の現象、即ち穀物貨物の単なる掠奪 *захват* を見ればいかにわずかな計画しか実現されなかつたかを諸君は確信するであろう。駅を貨物が通過する際貨物を切離したり貨物を積替えたりする権限を持つという全く得体の知れない人物が現われた」とツユルーパはこの混沌とした状況を伝えた。⁽¹⁷⁾

またタムボフ、カザン、ウラジミル等の至る所で特殊な地方的条件を考慮してとの口実で、地方ソヴェトは穀物公定価格を勝手に引上げていた。⁽¹⁸⁾

こうした地方権力の「分離主義」に対し五月二七日布告でНКПの中央集権体制が定められた。複数のソヴェトから单一ソヴェト権力への統合過程である。(1)中央組織は分配に関してНКПに從属する。(2)各地方食糧委の構成が規定され、各々上級食糧機關に服する(当該ソヴェトは統制権を持つ)。(3)地方食糧組織下に

H K P の判断で労働者部隊を設置する。これら諸点が定められた。³⁴
こうして州食糧機関の解体と、地方ソヴェトから離脱の方向で地方食糧機関が H K P の一元的支配下に再編された。³⁵

当時都市の労働者組織は独自な調達活動を広く展開していた。

食糧人民委代理ブリュハーノフはこれを「バラバラの現象としてのかつぎ屋行為³⁶」が今ではいくらか組織的形態を採り、集団のかつぎ屋行為となり……小さな都市細胞の志向する現象となつた」と表現した。³⁷ 所謂「藩りの неофициальный 商品交換」³⁸ が展開していくのである。これに呼応していくつかの地方

食糧組織も独自に穀物調達の認可を与え穀物専売制を搖がせていた。サラトフ・ソヴェト執行委は差迫った飢餓と穀物送付が少ないと、三月穀物自由搬送を宣言した。³⁹ 四月モスクワ州委員会は織物その他の工業製品を送付し、州食糧委から穀物独立調達の認可を得ていた。⁴⁰ 一方このような消費県への穀物大量搬出に対抗し、農産物搬出禁止措置を採る生産県もあった。例えば、かつぎ屋との深刻な闘争が行なわれていたカザン県では県食糧参事会が県外への穀物搬出禁止令を出し、従来の認可を廃止した。こうして消費県と生産県との確執があった。既に見たように纖維工業を背景として持つモスクワと北部州食糧組織が政府の食糧政策反対の先頭に立っていた。五月下旬頃モスクワ市食糧委の労働者グループ

は「食糧独裁は現在望ましからぬものである」との決議を出した。⁴¹ 五月二八日の人民委員会議で独立調達問題が挙上げられ、「独立調達は不可能なこと、食糧業務の中央集権化が必要なことの確で、明確で、平易な説明」の草案作成が指令された。労働者側から独立調達の要請があり、翌二九日の審議に H K P 代表と共に二名の労働者代表を招聘することが O · ラリンに委託された。⁴² しかし二九日に採択された「飢餓との闘争についての訴え」の中で「所謂独立調達は更に食糧崩壊を昇進させる恐るべき惡である」との政府の基本方針が確認された。⁴³

六月一日人民委員会議は特別条例を出し、労働者と貧農のあらゆる食糧組織は H K P の指令に従属すべきことを定め、翌二日 H K P は全食糧組織とソヴェトに「独立調達のいかなる認可証の交付も直ちに停止し、既に交付されている認可証を直ちに無効にする」旨の指令を出した。⁴⁴ 三日の人民委員会議でモスクワ食糧コミサール・ルイコフと労働者代表・ラリンは食糧独裁政策の変更を提起したが、「独立調達のあらゆる要求と公定価格の変更は唯一正しい革命的政策の挫折である」と厳しく指弾され、提案は否決された。五日同会議は六月二日付指令を承認した。⁴⁵

独立調達の禁止と同時に、地方権力による指定外 ненормированные 生産物の搬出制限が禁止された。H K P は全ソヴェトと

県食糧委に「中央権力によって指定外とされた生産物に対し地方権力組織が定めたあらゆる制限を廃止すること、この命令の違反者は処罰される」と指令した。⁽³⁾

こうして六月はじめまでに穀物調達におけるH.K.P.独裁体制が確立され、穀物専売制と公定価格の堅持が謳われた。

だが専売制とはレーニンに拠れば「穀物の余分なブームードは国家の手に取り上げる」の謂であり、低く抑えられた公定価格で減価する貨幣によって穀物を調達することは農民の不満を当然にも呼び起こした。七月二五日付官報の中でも「穀物専売の合目的性と必要性に反対することはできないが、公定価格は空文である。Очтанутся на бумаге」ということに同意しなければならない。もし穀物が公定価格で、無価値な紙幣で算定されるなら、換言すれば価値を無価値に対置するなら、穀物は前と同じく消失せざるであろう」と指摘されているのは注目すべきである。トヴェリから

は「五月二六日県食糧大会で圧倒的多数の声で自由穀物商業についての決議が採択された。この決議をH.K.P.に提出するため：代表団がモスクワへ向つた」と、またリヤジスクからは「広場で近辺の村々の農民が大勢集つて集会が開かれた。集会は自由穀物商業認可の決議を採択した」と伝えられた。五月二三日コスト

ロード三工場が操業を中止し、食糧問題に関する集会が開かれた。

集会には五千人余りが参加し、自由穀物商業の認可と穀物専売制の即座の廃止が決議された。⁽³⁾

こうした農民大衆の下で全穀物余剰を汲出すには強制力しかない。六月一四日布告で「上から」の強制力—都市労働者の食糧部隊を「下から」支える農村内拠点—貧農委員会の設置が定められた。貧農委員会はH.K.P.の全般的指導下に置かれ、穀物、最必需品、農具の分配と農村ブルジョアジーから穀物余剰没収の際の援助が課せられた。⁽⁴⁾一八年の末第二回全ロシア食糧會議でブリュハノフは以下のように総括した。「穀物保有者にわれわれが算定した等価物を定めて提供しても穀物が入つて来ないとすれば、穀物汲出しの唯一の最後の手段は物質力—強制力である。ソヴェト権力が穀物を求めて農村クラーク分子と行つた闘争のこの新階段で食糧軍が創られた。その目的で貧農委員会が組織された」と、「クラークとの戦争を！」が宣戰布告されたのである。

食糧独裁令の発布以後、強制力としての食糧部隊は増え続けた。H.K.P.参与А·И·スヴィヂエルスキイの報告に拠れば、五月中頃から二ヶ月間で二万人近くの食糧部隊が赤軍に倣つて編成された。⁽⁵⁾

収穫期を目前にした八月二日レーニンは食糧テーマを執筆した。⁽⁶⁾このテーマに基づき穀物調達を強化するため食糧部隊が整備され

る。三日付布告で、労働組合連合体、工場委員会連合体、郡・市ソヴェト（この段階が中央の掌握するソヴェトであろう）に公定価格による穀物の獲得またはクラークからの穀物の没収の目的で食糧部隊を組織する権限が与えられた。部隊は該消費県の県食糧委に登録され、調達地区の食糧委の指示と統制の下で調達を行ない、調達穀物の半分は部隊を派遣した県、残り半分は調達現地のHKPの管轄下に入るとされた。更に二〇日付で食糧部隊と徵發の詳細な規程が出された。各部隊は二一三丁の機関銃を携行し、七五人以上で構成され、部隊長と政治コミサールが指揮を分担した。徵収は以下のように規定された。政治コミサールは村で貧農集会を召集し、貧農の組織化について情宣を行つた後、穀物没収と分配のために新たな貧農委員会を選出する。次いで部隊と貧農委により貧農を除く全員の穀物貯蔵リストを作成し隠匿穀物を摘発する。一定基準で個人消費、経営上の必要量が算定され、貧農のため余剰からこの必要量が控除され貧農委に引渡される。そのため余地が残されていた。⁽⁴⁾ 従つて次には農民の消費と現地部隊の恣意に係わりなく穀物汲出し量を「上から」割当てる必要に迫られることになるであろう。

内戦の激化と共に食糧事情は益々困難なものとなり、中央穀物県での穀物調達を強化することが必要となつた。モスクワ市食糧委議長M・E・シェフフレルの報告に拠れば欧露一四穀物県の穀物余剩は最少限で三二五〇万ブードと算定され、一ヶ月労働者二五フント、農村住民と労働者家族一五フント、その他一〇フントの消費基準で次の収穫までの二ヶ月間を賄うことができる、但それは穀物県の全穀物余剩を汲出すことと穀物専売と消費基準を飢饉県のみならず生産県にまで実施する条件の下でのみ可能であると言ふ。⁽⁵⁾ この目的で八月五日付布告により中央穀物県に義務的商品交換制が導入された。この布告の意味するところは第一にこれまで事實上穀物専売制が敷かれていた生産県にまでそれを拡大したことである。第二に、食糧以外での商品引渡しを認めなくしたことである（条文では商品の八五パーセント以上を農産物で支払う）。従つて食糧生産物の引渡しを拒否する場合は当然にも商品の出荷を停止するという恫喝をかける под угрозойことができた。事実、サラトフ、スマレンスク、ヴィテップスク等の県食糧委は穀物を引渡さない地域への商品の分配を停止した。⁽⁶⁾ 第三に個人的商品交換を要求する農民や交換の義務制に反対する協同組合の抵抗を排し、集団的交換制の原則を再確認したことである。⁽⁷⁾ 商品分配組織は農業協同組合、私的企業にまで拡大され、それら

は農産物で支払いの後協同組合ソース、県・郡食糧委から商品の供給を受けた。

五月二七日布告で全最必需品を住民に供給する单一組織として規定されたНКПはここではじめて、農産物調達と工業商品分配を有機的に結合させることができたのである。「国有化」された土地からの農産物と国営工業製品との交換は社会主义的生産物交換の外皮をまとつてゐるようと思われた。НКП参与М・フルムキンは八月五日布告を「集団的生産物交換の局面を開いた」ものと見た。同布告をロシア共和国全土に拡大した一九年八月五日布告は義務的商品交換制を生産物交換と呼んだ⁽⁵⁾（これは一八年一一月に出された、私的商業機関の廃止とНКПによる日用品の計画的供給を目指した「供給の組織化について」の布告⁽⁶⁾）の「消費者コムニーナについて」の布告が前提となつており、一九年の商品交換令は貨幣の支払いを一切認めていない）。レーニンは穀物と最必需品の専賣制の実施が「資本主義的商品交換から社会主義的生産物交換への漸次の移行の最も重要な手段」と見做した。既に一八年五月に最高国民経済会議によつて、大衆消費財の公定価格確定のため公定価格委員会が設置されていたが、ようやく一八年秋以後逐次それらに公定価格が導入された。ソヴェト社会はコムニーナ型国家への傾斜を深めて行く。

だが問題はこれで解決されなかつた。第二回全ロシア食糧會議で、ブリュハーノフは義務的商品交換制は穀物汲出しの手段として不充分であつたことを認めた⁽⁷⁾。一九年の県食糧委代表者大会でツユルーバも「商品交換の実現は現在不可能である」というのは充分な量の商品がないので」と報告した⁽⁸⁾。こうして内戦期に法的には依然として存在する商品交換制も後景に退き、穀物調達の主力は食糧割当徵發制に移つた。それ以後商品交換は食糧割当徵發制を補完するプレミア的性格を帯びるようになるのである⁽⁹⁾。

従つて農村危機の深化と共に割当徵發制の限界が顯在化される一一年になると穀物調達手段としての商品交換制が再評価されるようになる⁽¹⁰⁾。割當徵發から現物税への移行は商品交換制と一体となつたものにならざるをえないであつた。

① 左派エヌスルВ・А・カレーリンの発言 (V сеан, стр. 147)。

② Н. Д. «Известия ВЦИК», 25 июня 1918.

③ С. П. セレダが派遣されたオリョール県では模範的に商品交換制が広汎に展開されたが、じつでも法規定通り穀物価値の四分の一の商品が支払われただけである (Ю. П. Алексеев, «История СССР», 1966, No. 3, стр. 142)。

④ К. Н. А. の発言 (Учебн., стр. 147)。

⑤ Н. М. «Известия НКП», 1918, №. 6-7, стр. 38.

⑥ П. И. Попов, На новых путях, Вып. III, М., 1923, стр. 169.

⑦ НКП参与Д. З. マヌイリスキイの発言 (ВЦИК, стр. 80)。

- (2) ロシア人民委員会議長の訓令(『Известия НКПТ』, 1918, №. 9, стр. 21.)。一八〇円に八〇単位で穀類製品が販売せられた(ДСВ, Т. 3, стр. 50-51.)。
- (3) ユニットキーの報告(ВЛИК, стр. 81.)。
- (4) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 12-13, стр. 37.
- (5) Д. Малютин. 『Известия НКПТ』, 1918, №. 18-19, стр. 13.
- (6) А. Юрьев. 『Народное хозяйство』, 1919, №. 11-12, стр. 16.
- (7) 『Правда』, 7 марта 1918г.
- (8) ВЛИК, стр. 246.
- (9) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 1, стр. 23.
- (10) 『Правда』, 17 мая 1918г.
- (11) Н. М. 『Известия НКПТ』, 1918, №. 6-7, стр. 38.
- (12) У седл. стр. 142.
- (13) 例えば一八年三月にヤスクワクヒー八軒の穀物貨物が送付されたが到着したのは四月二十七日だ(Д. С. Бабурин. 『Исторические записки』, 1957, Т. 61, стр. 340.)。一八年一〇円の食糧貨物の掠奪禁止令が出て(ДСВ, Т. 3, стр. 422.)。
- (14) У седл. стр. 141.
- (15) ハルバーツの報告(ВЛИК, стр. 246.)。
- (16) ДСВ, Т. 2, стр. 306-312.
- (17) 例へば一八年三月八日には南部州食糧非常委員会(Чокиродゼル・レーハ軍の侵攻に応じてロベーリー、ハカサハリノダーバ、ハトコーハン・シルト移動)、一九年一月に地方の県食糧委員会(解消するべき存続した(Д. С. Бабурин. Указ. статья, стр. 346-347. 348.)。Чокиродゼルハターベーの意義については前掲石井謫文参考)。ハトコーハンハドの困難な状況を示すのは(『Известия НКПТ』, 1918 No. 6-7, стр. 16参照。地方調達機関の構成についても)『Известия
- (18) ВЛИК., 29 мая 1918г. 参照。
- (19) ВЛИК, стр. 79.
- (20) П. Федоров. 『Известия НКПТ』, 1918, №. 8, стр. 23.
- (21) 『Правда』, 14 марта 1918г.
- (22) 『Правда』, 10 апреля 1918г.
- (23) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 4-5, стр. 45. №. 6-7, стр. 18.
- (24) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 4-5, стр. 25.
- (25) Ленинский сборник, Т. XVIII, стр. 95. 『Известия ВЛИК』, 5 июня 1918г.
- (26) 『Известия ВЛИК』, 31 мая 1918г.
- (27) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 6-7, стр. 10-11.
- (28) ДСВ, Т. 2, стр. 382. В. М. Устинов. Указ. соч., стр. 40.
- (29) 一八年一一月の指令で労働組合組織に指定外生産物の買付が認可された(ДСВ, Т. 4, стр. 201-202.)。一九年一月の命令は依然地方権力による妨碍が強制してある(同上, стр. 596.)。
- (30) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 8, стр. 23.
- (31) 穀物以外、例えば馬鈴薯の独立調達は認可されない。例えば五月一九日付やタムボフ、ムカーチ等の中央農業県の食糧委が馬鈴薯の独立調達の妨害を加えてくるのを「反国家的政策」とまで非難したハーツ等の署名の電報が発せられた(『Известия НКПТ』, 1918, №. 6-7, стр. 16.)。但し早据りによる収穫不足を避けるため一時的に八月一五日付の新馬鈴薯のヤスクワクへの搬入と販売は禁止された(『Известия ВЛИК』, 13 июля 1918г.)。
- (32) В. И. Ленин. ПСС, Т. 36, стр. 445.
- (33) Н. Д. 『Известия ВЛИК』, 25 июля 1918г.
- (34) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 6-7, стр. 20.
- (35) 『Известия НКПТ』, 1918, №. 4-5, стр. 45.

- ⑤ ДСВ, Т. 2, стр. 416-418. *被戦費員金* は前掲石井譜文に詳
細な考察があつて、以下略せば。
- ⑥ «Известия НКП», 1919, №. 1-2, стр. 16.
- ⑦ НДЦ | 円の諸々の舟の表現 (ДСВ, Т. 2, стр. 353).
- ⑧ «Известия ВЦИК», 25 июля 1918. 飲んだくねトがからだたゞ
ハ労働者部隊の質の體をもつてはス一リハの大円田の中央執行委
会同本議院の報知 (В. И. Ленин. ПСС, Т. 36, стр. 447). ハイテー
ベの第三回ハシマレ大奈ドの報知 (V. c'езд, стр. 143-144). ハイテー
テのハロノタリト的規律にハシマレセラハシマレ | ハの體解 (ДСВ, Т. 2,
стр. 625-626) も見よ。
- ⑨ 同トーマニ基ハ八月四 | 八日間で「労働者組織の穀物調達の導
入ミハシマ」 「元入れ部隊ミハシマ」 (ハシマ布告) 生産地域の労働
者部隊の介入を定めた特異なものと記され、「國食糧取締部隊ミハ
シマ」 「穀物公定價格」 等の布告が由來だ。
- ⑩ ДСВ, Т. 3, стр. 142-143.
- ⑪ それ以前は通常少人数であった。例えば某部では全額で 1 時間の
歩兵から成る三部隊が活動してたが、微発の際には 1 時間に 10 人の
小隊に分けられた («Известия ВЦИК», 13 июля 1918.)。
- ⑫ «Известия НКП», 1918, №. 18-19, стр. 35-36.
- ⑬ 例えミヤベクハ農務員金で採択された食糧部隊条例ミハ 「給送員金
規定」 「該食糧を持運のことを禁禁する」 もある («Известия НКП»,
1918, №. 12-13, стр. 30.)。
- ⑭ «Известия ВЦИК», 13 июля 1918.
- ⑮ ДСВ, Т. 3, стр. 174-178. ハ・ヒ・カーは七月の左派ハベニハの
廃放が八月の食糧政策の強化を産み出したとする説 (E. H.
Carr, The Bolshevik Revolution, vol. 2, Penguin Books, p. 152.)
が、筆者は内戦の激化と食糧独裁令の必然的帰結と見る。
- ⑯ АНТЛН, 1918-19 の概要 (У с'езд, стр. 149, 153.).
- ⑰ А. Юрьев. Указ, статья, стр. 17.
- ⑱ М. Фрумкин. «Известия НКП», 1919, №. 13-16, стр. 6. ハー
ハ本邦印シトマサの母ド「穀糧調達」は穀物ムの交換以外には全へ
商唯セアシマ」 ハシマ協同組合ノ義務付シハナ (В. И. Ленин. ПСС,
Т. 37, стр. 32.)。
- ⑲ М. Фрумкиン. Указ, статья, стр. 5-6.
- ⑳ Там же., стр. 5.
- ㉑ ДСВ, Т. 6, стр. 14.
- ㉒ ДСВ, Т. 4, стр. 41-45.
- ㉓ Там же., стр. 503-507.
- ㉔ В. И. Ленин. ПСС, Т. 36, стр. 430.
- ㉕ «Народное хозяйство», 1918, №. 6-7, стр. 31.
- ㉖ «Известия НКП», 1919, №. 1-2, стр. 17.
- ㉗ «Народное хозяйство», 1919, №. 11-12, стр. 89.
- ㉘ 先駆的なものとしてハ一八年七月のカヤムカ県の「シナリハチヨル
方式」 (Ю. А. Алексеев. Указ, статья, стр. 138-139)。ナシツト的
商品交換は特に原料の適用セラ、例えミヤハチ麻調達ミハ通商徵稅の遡
行後、商品交換原理で活用セラ。ハシマセラ (ДСВ, Т. 4, стр.
480-481.)。
- ㉙ 例えミヤハシマ *Правда*, 26 февраля 1921г. オヤバクハ県ロウチャードルヤ
ベカラ農業部員の體。

四 政權期の「自由市場」

れる。一八年四月一日布告で、住民に消費財を供給する末端機関として消費協同組合と私的商業施設が設定され、それらは供給に關しHKP^①が定める基準の遵守が義務付けられた。^②レーニンの草案では「現存する消費組合は国有化される」とあり、HKP^③の草案では全市民が地方消費組合に属すべきことを定めた。^④この規定が生産物交換（その重要な契機は全住民の供給組織への統合と商品交換）を措定したものであるとの指摘は正しいであろう。だが

協同組合側からの抵抗があり、布告ではこれらの条項は削除された。それ故官報では「過渡的措置として消費協同組合についての布告」が採択されたと報じられた。^⑤

一月二一日布告「供給の組織化について」で「私的商業機関の廃止のため、ソヴィエト、協同組合配給所からの全生産物の住民への計画的供給のため、HKP^⑥に個人消費・家政財の全生産物の調達が課せられる」ことになった。^⑦

食糧供給については工業中央部の大都市に配給券制が導入された。モスクワでは一八年七月三日市ソヴィエト幹部会で、重労働、通常労働、軽労働と労働者家族、その他の四等級に分け、分配基準を五、四、三、二に定めた階級的配給制の実施が決定された。^⑧食糧配給券制はその後多數の基準が各部門に適用されながら一一年はじめに単一保証基準が確定され、この保証基準がネップの展

開と共に廃止される一月まで続き、三七六万人余がこの供給を受けていた。^⑨

この外、食糧配給券の不足分を補なうために共同食堂 общественные столовые^⑩が大都市に設置された。モスクワとペトログラードでは約八〇万の労働者・職員がこれを利用していた（一日一度の食事でモスクワで四〇〇、ペトログラード六〇〇カロリーを補給していた）。

一八年七月にHKPより都市住民の穀物配給の階級基準が月間一人当たり重労働者三六、その他の労働者二五、職員一八、その他一二・フントと定められたが、一八一九年で国家により供給されたのは穀物の四〇ペーセントに過ぎない。一九年はじめで県市の配給券による食糧の受取りは総カロリーの一〇ペーセント足らずで、農村では更に低く一〇ペーセント余りであった。従って人々は生きるために自ら食糧を確保せねばならない。そしてソヴィエト権力は社会主義的分配制度で住民に充分な供給ができるない以上、私的取引を一定範囲で認めざるをえなかつたのもまた事實であつた。

一八年一月二六日最高国民経済會議・HKP^⑪条例に拠り一連の生産物が専売品に指定され、法的には私的商業が禁止されなかつたにも拘わらず、馬鈴薯、牛乳、野菜その他の極くわずかの農

産物商業のみが合法的なものとなつた。一八年一二月に地方ソヴェトの認可の下で労働者組織にこれら指定外農産物の買付と運搬が認可された⁽¹³⁾。一九年一月には官庁職員の組織にも同様な権限が与えられた⁽¹⁴⁾。

しかし最も緊要な農産物である穀物は「非合法市場」で購入されていたのである。一八年前半でもモスクワ労働者の八五バーチントがこのような獲得手段に頼っていた⁽¹⁵⁾。

このような「非合法=自由市場」を形成したのがかつぎ屋 merchant⁽¹⁶⁾やあつた。ソヴェト権力は穀物専売制を脅かすものとしてかつぎ屋との闘争に乗出した。一八年二月に鉄道防衛全ロシア非常委員会が設置され、本委員会に鉄道でのかつぎ屋との最も断固たる闘争が義務付けられ、武力抵抗の際にはかつぎ屋を現場で射殺する権限まで与えられた⁽¹⁷⁾。トヴェリ県では郷の各所に民警と赤軍から成る閻食糧取締部隊 загральательные реквизиционные отряды⁽¹⁸⁾が配置され、検束された者の総ての持物が没収された。没収の際、閻物資は度々部隊によって横領され委員会にはわずかが引渡されるだけであったが、かつぎ屋の責任を問われるのを恐れてその職権濫用を告発するものは誰もいなかつたと言⁽¹⁹⁾。タムボフ県では取締部隊が武装団の襲撃を受け、武装解除され殺害された例もあった⁽²⁰⁾。また鉄道沿線で活動していた取締部隊を避

け、モスクワ向けの穀物は荷馬車でリヤザーン、トウーラ、カルガ県を経由して搬入された⁽²¹⁾。セミパラチンスクの地方 kraevoi ソヴェトは全ソヴェトに航路でのかつぎ屋による穀物搬出阻止のため全埠頭に武装部隊を組織することを指令した⁽²²⁾。

確かにかつぎ屋は投機的性格も帶びていた。一八年春にモスクワの駅で一〇〇〇人のかつぎ屋が逮捕されたが、自家消費のため麦粉を運んでいたのはその内一三〇人だけで残りは多少とも投機を目的とした運搬であった⁽²³⁾。そのためモスクワのライ麦粉の自由価格は一ブード一二〇、小麦粉は一七〇ルーブリと公定価格の二〇倍にまで高騰していた⁽²⁴⁾。こうして穀物自由価格は段階的に大きな乖離を見せた。例えば五月はじめの生産県のタムボフ県でさえ村で一ブード一八一三〇ルーブリのライ麦粉がタムボフ市で四五—五〇ルーブリであり、モスクワでは一六〇—一八〇、ペトログラードでは四〇〇—五〇〇ルーブリであった⁽²⁵⁾。七月一一日布告で、営業としての専売食糧品の買占、販賣、貯蔵に対し一〇年以上の自由剝奪、強制労働、全財産の没収というかつぎ屋に対する厳しい罰則が定められた⁽²⁶⁾。

だが國家供給が不充分である以上、かつぎ屋は必要悪であり商業としてではなくより大衆的性格を帶びていた。一七年後半の農村調査では、村落の九四ペーセントでかつぎ屋の存在が確認され、

その住民の四〇パーセントがかつぎ屋であった。⁽⁶⁾ 従つてかつぎ屋とは以前の商人ではなく農民自身であった。⁽⁷⁾

こうしてソヴェト権力も一定基準での食糧輸送を合法化せざるをえなくなる。一八年八月四日の取締部隊条例と八月六日の訴えに拠り、二〇フント以下の食糧（その内パン、油、肉は各一〇、二、五フント以下）の鉄道、汽船での携行が認可された。⁽⁸⁾ 一八年一〇月一日までは特にモスクワとペトログラードへは一・五ブードの穀物自由搬入が認められていた。⁽⁹⁾ モスクワ・ソヴェト食糧部幹部会は市内で行なわれている独断的食糧探索を禁止すると共に、麦粉一〇フントまたはパン一五フントその他の個人消費用食糧の家庭内保管基準を定めた。⁽¹⁰⁾

一九年一月一七日の全ロシア中央執行委員会議で穀物、砂糖、茶、塩等の全重要食糧品の専売制を整備すると共に、HKP統制下にない取締部隊の解体が決定された。⁽¹¹⁾ この決定を受け、一月二一日布告で指定外農産物の市場への自由荷馬車輸送と市場での自由販売（指定品目の馬鈴薯は公定価格で調達）が妨げられないよう監視することが地方ソヴェト組織に義務付けられた。ソヴェト権力は特に都市にとって必要な「自由市場」を保護せざるをえなかつたのである。《モスクワ消費組合通報》は「独断的没収は都市住民にとって災いである」というのはそのため農民はバザー

ルへの食糧搬入を停止するので、と報じた。ハリコフでは住民の間で騒擾が起つたので地方権力は指定外農産物の商業を禁止するという根も葉もない風聞を公式に打消さねばならなかつた。⁽¹²⁾

一方内戦の激化と共にペトログラードでは私的商業が禁止されようになる。ペトログラード食糧評議会は五月に全必需品の専売化を決議した。⁽¹³⁾ 一九年夏の包囲戦の最中に青果小売商を除き、ト・ソヴェトは一八一五〇歳の成年男子と一六歳以下の子供が商業に従事するのを禁止する指令を出し、二〇年はじめには全市場が閉鎖された。

だがこれは例外的事象であり、多くの都市では内戦期にも「自由市場」は存続していたのである。その象徴的存在が、モスクワの穀物倉庫とも資本主義的商業の変種とも言われたモスクワのスハレフカ市場であつた。一九年でここで三三五八人の商人が商業を営み、モスクワ全市場取引の約半分を占めていた。合法的輸送や配給券で受取った消費財の転売等によって、さらには国営倉庫からの窃盜によつて獲得された専売品を含むあらゆる商品がここで商われていた。食糧配給券でさえも投機の対象となつていた。⁽¹⁴⁾ またいくつかの農村市場も賑わいを見せていた。「生産郷は今やバザールに変つた。モスクワ、トゥーラ、リヤザンからのあらゆ

る投機者たちがそこへ行き来し、あらゆる商品が持込まれ、穀物、肉、その他の食糧品と交換していく」とリヤザン県から伝えられた。^⑪ 食糧人民委代理フルムキンは二二年に内戦期の食糧調達を総括し、「われわれは割当徵發のあらゆる成功に眩惑され、農民經營が自由にする著しい穀物量が残っていることを忘れていた。……余剩は国家によって汲出されたのでなく市場に流れた」と書いた。^⑫ ある意味ではこれは正しい。何故なら割當徵發下でも穀物「自由市場」は存在していたのだから。

（二）で内戦期にも必要悪として存続していた各地の「自由市場」が二一年三月の現物税布告の中で地方的取引が認可されるや、一斉に地上へと溢れ出るのである。経済学者クリッツマンはこの状況を次のように適確に表現している。

新経済政策が市場を産み出したとの印象を受けた。だが実際には新経済政策が市場を産み出したのではなく、内戦期に地下に潜んでいた市場が新経済政策を産み出したのである。^⑬

それでいたが、ドイツ＝反革命軍の侵攻という異常事態の中で事実上失効してしまったのである。いの意味で、一八年中頃までの革命の初期を最初のネップ ペルビイ・НЭПと呼ぶことができるとの指摘は正しいであろう。だが二一年の秋までに商品交換制は崩壊し、商品＝貨幣関係の復活の下でネット体制が成立するのである。即ちローバーの表現を借りるなら「結局のところ全『社会主义』経済学は商品生産の経済学であると認めざるをえなくなり、いわば価値法則を上から再導入しなくてはならなくなつた」体制こそがネットなのである。従つてわれわれはこの体制を前過渡期社会（原理論的に過渡期社会に到達していないという意味で）として再検討する必要があるのではなかろうか。

① ДСВ, Т. 2, стр. 91-92.

② В. И. Ленин, ПСС, Т. 35, стр. 209. П.И.草案にも同様な表現がある。（ДСВ, Т. 2, стр. 81。）

③ Там же, № 111, Т. 2. は「消費品マーケットの布告解説」^⑭ などである。

④ В. В. Кабанов, Октябрьская революция и кооперация (1917-1918), М., 1973, стр. 141.

⑤ «Известия ВЦИК», 12 апреля 1918.

⑥ ДСВ, Т. 4, стр. 41-45.

⑦ «Известия НКП», 1918, №. 12-13, стр. 32. 『レップルード』も同様な配給制が実施された（Г. Л. Рубинштейн, Указ, соч., стр. 99）。

- 臣ニヒルニ 等級の命令の廻事等が運営せられ、^①
- ② Д. Маркович, «Партийное хозяйство», 1922, № 2.
- ③ 1922年 M. I. Польский, «История СССР», 1974, № 6, 616.
- ④ В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 41. Г. Л. Рубинштейн, Указ. соч., стр. 99-100.
- ⑤ Л. Крицман, Героический период великой русской революции, изд. 2-е, М.-Л., 1926, стр. 137-139.
- ⑥ 1922年 M. I. Польский, Там же, стр. 132-133.
- ⑦ ДСВ, Т. 4, стр. 201-203.
- ⑧ Там же, стр. 601. 一五年九月一日後解く國営企業回の國家調
整を強化する其の生産物の自由調達権は失効^⑨した (ДСВ, Т. 6, стр. 40.)。
- ⑨ Л. Крицман, Указ. соч., стр. 139.
- ⑩ Там же, стр. 140.
- ⑪ А. М. Большаков, Деревня 1917-1927, М., 1927, стр. 120.
- ⑫ «Известия НКПС», 1918, № 10-11, стр. 39.
- ⑬ В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 39.
- ⑭ «Известия ВЦИК», 14 мая 1918г.
- ⑮ «Беднота», 31 марта 1918г.
- ⑯ «Правда», 6 марта 1918г.
- ⑰ «Известия ВЦИК», 30 мая 1918г.
- ⑱ ДСВ, Т. 3, стр. 78-80.
- ⑲ Л. Крицман, Указ. соч., стр. 139.
- ⑳ А. М. Большаков, Указ. соч., стр. 120.
- ㉑ ДСВ, Т. 3, стр. 171-172. 179. 倘若の数字は異同があるが後者の数
字を採りた。穀物の詳細な規程は一八年一〇月一日に由れば
品交換制であった (農業生産拡大への刺戟とするため) いとは後者が
必然的に商業形態を採るやうになつた [「穀店」を導入した] こと
がめた事実である。概ね戦時期は固体=村固を半径として農民を支離
- (Там же., стр. 388-389).^⑩
- ㉒ Там же., стр. 292-295, 369. В. И. Ленин, ПСС, Т. 37, прим. стр. 33.
- ㉓ ДСВ, Т. 4, стр. 296-298.
- ㉔ Там же., стр. 303-304.
- ㉕ «Бюллетень Московского потребительского общества» 30 августа 1919г. цит. по В. М. Устинов. Указ. соч., стр. 37.
- ㉖ «Экономическая жизнь», 10 мая 1919г.
- ㉗ «Известия ВЦИК», 23 мая 1918г.
- ㉘ В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 38. Г. Л. Рубинштейн, Указ. соч., стр. 133.
- ㉙ «Бюллетень Московского потребительского общества» 11 июня 1919г. цит. по В. М. Устинов. Указ. соч., стр. 38.
- ㉚ «Экономическая жизнь», 18 февраля 1920г.
- ㉛ В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 38. Г. Л. Рубинштейн, Указ. соч., стр. 133.
- ㉜ Л. Крицман, Указ. соч., стр. 141. В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 39.
- ㉝ «Известия ВЦИК», 31 мая 1918г.
- ㉞ В. Г. Дмитренко, «Исторические записки», Т. 79, стр. 230.
- ㉟ В. В. Кабанов, Указ. соч., стр. 250.
- ㉟ Л. Крицман, Указ. соч., стр. 246.
- ㉟ 一八年の規程は集団的なものであつたのを除へ、一一年は個人的商
業化である (農業生産拡大への刺戟とするため) いとは後者が
必然的に商業形態を採るやうになつた [「穀店」を導入した] こと
がめた事実である。概ね戦時期は固体=村固を半径として農民を支離

して、（農産物の調達と消費財の分配）。食糧強裁令の中にも、一八年八月六日の訴えの中にも穀物配給者の罰則に「永遠に村団かの追放される」との規定（ДСВ, Т. 3, стр. 179）がある。一九年一月の鄉村蘇聯の際の村団の連絡詔書裡（СУ РСФСР, 1919, №. 1, стр. 11）も村団支配の志向を示している。また「一八年末の商品分配は村団が申告する穀物引渡し報告に基いて行なわれ、それは村団との契約（まだ未確定）であると言われた（М. Фрумкин, Указ, статья, стр. 6）。」これはオルカールでのソウルム権力の「上かい」の行政組織が無力であり、農民の日常と伝統性に密着してしか農民を支配できなかつたソウルム権力の脆弱性を物語つてゐる。この意味で一九年五月一五日布告で鄉食糧委の廃止と地区食糧委の設置が指示されたことは興

味ある事実である。何故なら地区とは「一つの地方的経済的中心地の力圈とする тяготение、多少とも同種の經濟的、日常的生活条件で区別される農領内の一部」の謂であつて、ソリドは地区が行政区画に優先した（«Известия НКПС» 1919, №. 11-12, стр. 70）「上かい」の「上かい」の行政組織ではなく農民の田舎組織蘇聯ノハカラム権力が譲歩した証左であるのだから。

⑯ М. Кубанин, «На аграрном фронте», 1926, №. 2, стр. 36.
⑰ Р. Б. 『前掲書』, 一四七頁。

（日本学術振興会奨励研究員 京都市西京区大原野東竹の里町4—2
市営住宅51棟・四〇四号）